

# 罹災証明書発行時に現地調査を効率化する手法

## 庁内横断的な建物平面図の活用

西日本行政支援サービス部 野瀬 和仁・白永 浩史・松下 ゆかり

### はじめに

自治体は、災害発災後、被災者からの申請に応じて、罹災証明書を交付する必要があります。その交付にあたっては、被災建物の「被害の程度」を把握する建物被害認定調査が必要となります（図1）。この調査を迅速に実施することで、罹災証明書の早期交付や復興に向けた動きにつながります。

一方、近年発生した熊本地震や豪雨災害等の大規模災害時には、①調査に不慣れな調査員による膨大な被災建物の調査が必要②調査に使用する建物平面図が効率よく携行できない、といった課題が浮き彫りとなっています。

これらの課題を解決するための手法について検討した結果を紹介します。



図1 罹災証明書発行フロー

### 罹災証明書発行の流れと建物被害認定調査における課題

罹災証明書発行に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）では、図2のような調査の流れが示されています。外観目視による第1次調査の結果を受け、住民からの申請により実施される第2次調査では、家主立ち会いの下、自治体職員が全ての部屋、廊下、天井、外壁、屋根、壁、建具などの損害箇所や損壊程度を確認していきます。この損害箇所や損壊程度を記録するために、建物平面図に、損害箇所と損害程度を記入する必要がありますが、建物平面図の描画に不慣れであると、描画時間を要するばかりか、正確性にも欠けることになります。

一方で、各自治体の税務部門では、建物に対する課税を実施する際、国が定めた「固定資産評価基準」に基づき、使用されている建材・設備・間取り等を調査し、家屋評価を行うための建物平面図を作成しています。この建物平面図を2次調査時に携行することができれば、描画時間の短縮や正確性の向上につながり、現地調査が効率化されます。しかし、これまでは、①利用目的が異なる、②部門間で共有する仕組みがなかった、③建物平面図が電子化されていない、等の理由から建物平面図が積極的に利用されることはありませんでした。

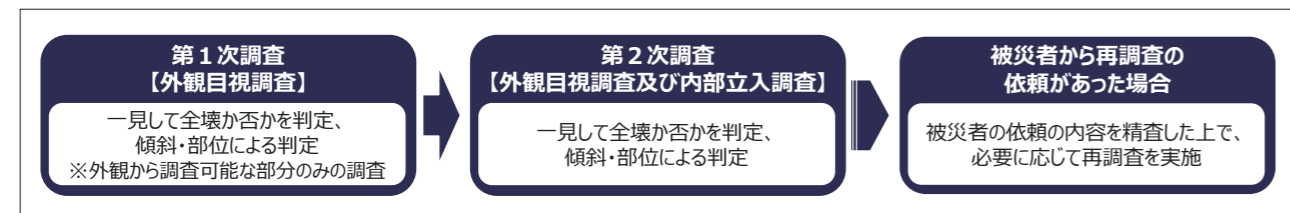


図2 被害状況の調査

こうした状況の中で2016年に発生した熊本地震では、他自治体から多数の応援を受け入れました。その結果、土地勘のない調査員や経験が浅い調査員が多くなり、建物平面図作成に時間を要したことから、1日で調査可能な対象地域の建物平面図が事前に用意されていると便利

だった、との声が多数あがりました。そこで今回、税務部門で作成される建物平面図を2次調査時に一括で印刷し、現地調査のさいに建物平面図をたやすく携行できる仕組みを検討しました。

### 現地調査の効率化概要

発災時、罹災証明書の申請を受け付けた後、現地調査に建物平面図を携行できる仕組みとして、図3のような連携手法によりデータ共有を図りました。

税務部門が家屋評価で使用している正確な建物平面図を活用することで、整備費用を抑えることができることから本手法を採用しました。

#### 【事前準備】

- ①家屋評価時に作成される建物平面図の電子化
- ②建物形状と建物平面図との関連性整理

#### 【手法】

図3-①・②：税務部門では家屋評価時に建物平面図を電子化します。この建物平面図データを、税務部門サーバと罹災証明書受付サーバ間で自動転送することで共有化を図ります。

図3-③：罹災証明書受付部署では、住所をもとにその建物位置を入力します。2次調査を実施することになった建物では、建物位置マークに2次調査フラグを入力します。

図4：調査員は、2次調査実施建物を含む予定地区の範囲を設定することにより、地区内のすべての建物平面図を一括して印刷することができます。

#### 【効果】

- ①調査員が調査対象地域の建物平面図を現地に持参できることから、2次調査にかかる時間が短縮されます。
- ②現地調査の迅速化はもとより、正確な建物平面図に被災箇所を書き込むことができるため、正確な判定ができるようになります。

### おわりに

2018年6月に大阪北部を震源とする大阪北部地震が発生しました。この地震では、広範な市街地において、一部損壊の建物が点在するという被害がみられました。これまで過去の大規模災害を例に、建物平面図の面的な利用を想定していましたが、ピンポイントに建物を指定し

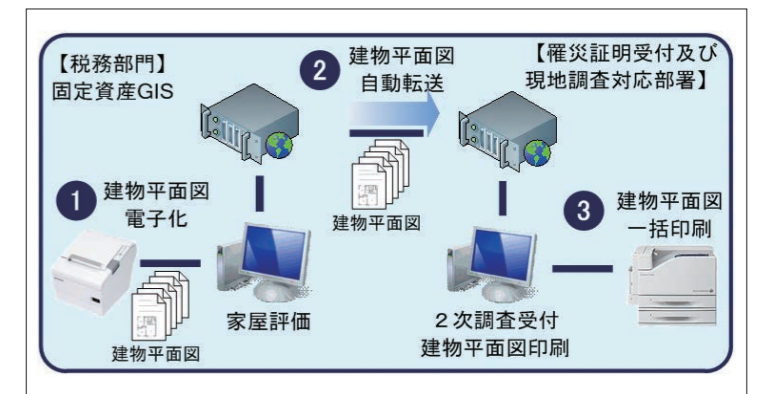


図3 データ共有連携手法フロー

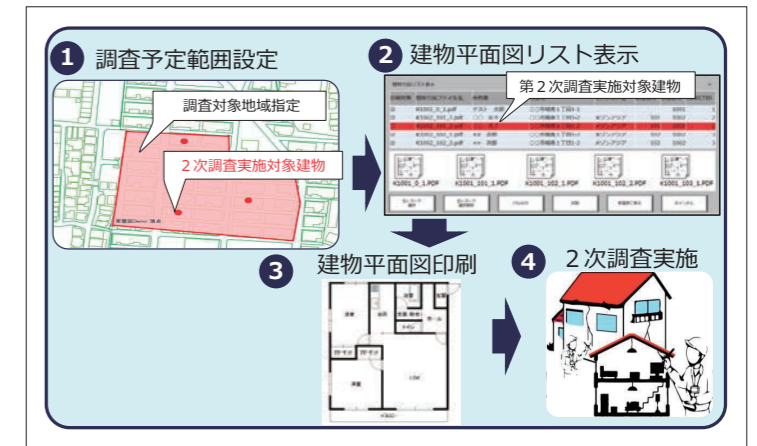


図4 建物平面図活用フロー